

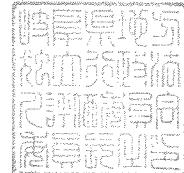
地独評委第4号

令和6年8月27日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山口 瞬



意見書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の剩余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号）第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

令和6年7月9日付け看大第87号で法人から岐阜県知事に対して法第40条第3項の承認に係る申請があった、剩余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額については、承認することが適当である。